

- (7) Hegel, Philosophie des Rechts, S. 451.
- (8) Vgl. M. Riedel, Hegel und Gans, S. 269.
- (9) Karl Löwith, Von Hegel zu Nietzsche (1939), Stuttgart 1988, Sämtliche Schriften 4, S. 71.
- (10) Vgl. Hegel, Die Wissenschaft der Logik, Werke 8, S. 172.
- (11) Gans, op. cit., S. 248.
- (12) Riedel, op. cit., S. 269.

歴史に属するものとなる。同じ根本原理に由来する哲学の新しい進歩的發展が、また再び変革された現実についての別の解釈が姿を現してくる⁽¹¹⁾と。

ガンスの言葉は、おそらく一八三〇年の七月革命とこれに対するヘーゲルの距離をおいた態度を念頭におきながら、一八四〇年代以降の変化した時代の現実を先取りのに語っている。すなわち、「同じ根本原理に由来する哲学の新しい進歩的發展」と表現することによって、ヘーゲル哲学を批判的に継承—止揚—した哲学、ヘーゲル左派及びマルクスの哲学の出現を予言しているのである。いみじくも、リーデルが「ガンスの批判はすでに、ヘーゲル学派の解体過程における一つの重要な発酵剤を成しているのであって、この解体過程は、一八三五年に宗教哲学の領域（シュトラウス）で初めて始まるのではなく、ヘーゲル法哲学に加えられたガンスの修正とともに始まるのである⁽¹²⁾」と喝破したように、我々はガンスその人を、ヘーゲル法哲学と若きマルクスを架橋した思想的に重要な法哲学者として再評価しなければならぬと思う。

- (1) G. W. F. Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse 1830, Erster Teil: Die Wissenschaft der Logik, Frankfurt/Main, Werke 8, S. 47f. (真下信一・宮本十蔵訳『ヘーゲル全集—小論理学』岩波書店、一九九六年、六七頁)。
- (2) Ibid., S. 48. (前掲訳書・六八頁)。
- (3) Eduard Gans, Vorwort zur 2. Ausgabe der Rechtsphilosophie (1833), in: Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 1, S. 244.
- (4) Ibid., S. 245.
- (5) Vgl. Ibid., S. 245.
- (6) マルクス著向坂逸郎訳『資本論・一』（岩波文庫、一九六九年）三二二頁参照。

はすでに、後年のマルクスやエンゲルスを先取りする形で、ヘーゲル弁証法の中に「現存しているものの肯定的な理解の中に、同時にその否定の理解、その必然的没落の理解を含む」働き、「本質上批判的で革命的な」性格を見出し、⁽⁶⁾ していたと解することは全くの的外れとは言えないであろう。

以上の叙述から、我々は、ヘーゲルとガンスとの差異に由来する前記の「不和伝説」に依拠しない形で、ガンスがヘーゲル法哲学に対して全く自由な関係にあったことを認識することができる。しかし他方で、保守的なヘーゲルの弟子たちにとってガンスが極めて不愉快な存在となっていたことも事実である。例えば、カール・ヘーゲルが、ガンスの死後新しいヘーゲル全集の『法哲学』が必要となったとき、余りに自由主義的なガンスの補遺、とりわけ「完成された国家組織にあっては形式的決定を行なう頂点だけが重要なのであり、そして人々は、『然り』と言って画竜点睛の最後のピリオドを打つ一人の人間だけを君主として必要とするのである」と記された有名な「君主」規定を削除するようにシュルツェやマールハイネケなどから指示されたという逸話がその一証左である。⁽⁸⁾

そもそも、ガンスにとってヘーゲル哲学を継承するということは、「ヘーゲルの哲学を字義通り保存し、歴史的な個々の研究において継続したが、それをヘーゲル自身の影響が及んだ時代を越えて独自の方法で再現するには至らなかった」⁽⁹⁾ いわゆる老ヘーゲル学派 (Althegeleaner) とは異なり、まさしくヘーゲル論理学でいうところの弁証法的継承—内在的超出!⁽¹⁰⁾—であったのである。ガンスはかつてヘーゲル全集の中の『法哲学・第二版』を刊行したとき、彼の熱狂的な序文をこの著書の「将来の運命」についての次のような印象深い論評で締めくくった。「ヘーゲルの哲学大系の一部として、この著書『法哲学—筆者注』は体系と共に存続し、体系と共に没落しなければならぬであろう。おそらく、この著書は全体系と同様に、ずっと後になって哲学的観念やより普遍的な意識へと受け継がれ、その際、この著書の専門用語は消滅し、その深さが共通の財産となるであろう。その時、この著書の時代は終焉を迎え、

ができる。

ヘーゲルはのちに『エンチクロペディ』(一八三〇年)の中で、彼の命題が「多くの人たちから奇異な感じをもたれて反発を招いた」ことに対して自己弁護を試みて「この命題の哲学的意味を理解するには：総じて存在(Da-sein)は一部は現象であり、そしてただ一部のみが現実であるにすぎないことを知っているだけの教養が前提されねばならない」と語り、更に「私が現実性について語った場合には、どんな意味で私がこの言葉を使うかが当然考えられるべきであろう。というのは私は詳しい『論理学』のなかで現実性についても論じて、それをすぐ偶然的なもの——このものでも存在しはするのだが——から区別したのみならず、さらに立ち入って定在、現存および他の諸規定から厳密に区別したからである」と述べて、⁽²⁾一面的な「現実性」理解を退けているが、ガンスはヘーゲルの「現実性」概念の弁証法的構造(理性即現実、現実即理性)が精確に理解されることなく「現実的なものはすなわち理性的である」(例えば、プロイセン国家は現実的なもの、それ故それは理性的な国家である)と皮相的——現状追認的——に解釈されていることに危惧の念を抱いて、「ヘーゲル『法哲学・第二版』序文」(一八三三年)の中で、この命題は「真に理性的なもの、その法則性に従って常に現実世界の中へ踏み入って現在性を獲得するのであり、現実世界の中に真に存在するものはまた、そのものに内在する理性性の正当性をその世界の中に有する」ということ以外の何ものも意味しないと注釈して、⁽³⁾「現実性」概念の弁証的理解を促している。

ガンスは更に続けて、悪評にもかかわらず『ヘーゲル法哲学』に「接近し、その中に踏み込んだ者は何を発見したか? その者はヘーゲルの全著作が自由の金属(メタル)から創設されているのを見い出さなかったか?」⁽⁴⁾と述べ、ヘーゲルが王政復古時代という困難な時期に、裁判及び身分制議会の公開、陪審裁判の導入等を呈示している点を高く評価し、感激あふるる筆致でヘーゲル国家観の革新性を強調しているが、このところは実に印象的である。⁽⁵⁾ガンス

- (8) Ibid., § 244, Zusatz, S. 389.
- (9) Ibid., § 244, S. 389.
- (10) M. Riedel, Hegel und Gans, S. 267.
- (11) Ibid., S. 267.
- (12) サン・シモン及びその派の社会主義思想については、城塚登著『若きマルクスの思想―社会主義思想の成立』（勁草書房、一九七〇年）「第七章フランス初期社会主義と初期共産主義」及び廣松渉著『青年マルクス論』（平凡社、一九七一年）「Ⅶ社会主義攷」を大いに参照させて頂いた。
- (13) 城塚・前掲書 一五七頁。
- (14) Vgl. Eduard Gans, Rückblicken auf Personen und Zustände (1836), S. 99ff.; Riedel, op. cit., S. 267f.
- (15) Riedel, op. cit., S. 268.
- (16) Ibid., S. 268.

四 ガンスはヘーゲルをどこまで踏み越えたか？

ルーゲや若きマルクスが意図的に対決姿勢を打ち出す形でヘーゲル批判を展開したのに対して、ガンズは、勿論、師の著書『法哲学』に一連の修正や変更を加えることによってヘーゲル固有の諸概念や立場をかなりな程度踏み越えはしたが、しかしヘーゲル法哲学の基礎、すなわち自由概念、市民社会と国家の対立及び両領域の和解可能性を固く保持している点は極めて特徴的であり、そのことがヘーゲルとガンズの差異面を明確に規定するのを困難にしているのも事実である。

ガンズが基本的にはヘーゲル哲学の忠実な継承者であったことは、例えば『法哲学』序文のあの悪評高い命題「理性的なものは現実的であり、そして現実的なものは理性的である。」に対するガンズの批評から容易に推察すること

なぜなら、ガンスにとって重要であるのは、工場主に依存している賃金労働者たちの結社 (Vergesellschaft) ではなく、むしろヘーゲルの場合と同じように、市民社会それ自体の結社 (組織化) であるからである。換言すれば、ガンスは依然として「市民社会」の地盤の上に立っており、従って彼にとって「組織団体とは、市民社会の分裂化した諸部分の組織化」⁽¹⁵⁾ であり、組織化は人倫化 (Versittlichung)、すなわち市民社会の反団体性及び反統合性を組織団体を通して止揚することを意味したのである。

他方、ガンスがヘーゲルの「コルポラツイオン」概念になおも付着していたツンフト的残滓を明確に除去しようとした事実にも留意しなければならない。ガンスは言う。「ツンフトとは、個別者の自由がそこでは廃棄されているような、不自由な組織団体である。我々が述べようと思っている組織団体は、個別者が市民社会を通して自由にそこへと導かれるところのものである」⁽¹⁶⁾ と。この考えから、ガンスは前記『人物と状況の回顧』において、ヘーゲルの「職業団体」論と初期社会主義 (サン・シモン、フーリエ) の結社理論との結合を引き出したのである。

- (1) Arnold Ruge, Die Hegelsche Rechtsphilosophie und die Politik unserer Zeit (1842), in: Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 1, S. 336.
- (2) Vgl. M. Riedel, Bürgerliche Gesellschaft, in: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland. Geschichtliche Grundbegriffe, hrsg. von O. Brunner, W. Conze, R. Koselleck, Stuttgart 1979, Bd. 2, S. 779-783. (河上倫逸・菅俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』以文社、一九九〇年、八九〜九三頁参照)。
- (3) Hegel, Philosophie des Rechts, § 188, (Suhrkamp) Werke 7, S. 346.
- (4) Ibid., § 187, S. 344f.
- (5) Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, Edition v. Ilting, Bd. 4, S. 483.
- (6) Ders., Rechtsphilosophie, § 209, S. 360.
- (7) Ibid., § 245, S. 390.

こうした考えの下でサン・シモン派は、直接的に私有財産制を否定はしないが、相続権の国家への移管、実質的には資本の国家への集中、国家の生産管理を実現しようと企図しており、その意味では師の立場よりはるかに社会主義に接近していると言えよう。

なおガンズはのちに『人物と状況の回顧』（一八三六年）という著書の中でサン・シモン派の社会主義を好意的に評価して次のように述べている。「彼らサン・シモン主義者たちは、奴隷制がまだ過去のものになってはいないこと、なるほど形式的には廃絶されたが、実質的には最も完成された形で現存しているということに、いみじくも注目した。：人間がたとえ自由であっても、餓死したくなくれば、動物のように搾取される現状、これは奴隷としか呼びぶようがないではないか。この悲惨な賃金労働者たちの内面にはいかなる人倫の閃きも与えられていないとでもいうのか。賃金労働者たちは、彼らが現在は無精神的・無志操的に為さざるを得ない当のものへ、「精神と志操をもって―筆者注」関与するところまで高められることは許されないとでもいうのか。：この最も窮乏せる最大多数者の階級「プロレタリアート―筆者注」を国家が配慮しなければならぬということ、：これは当代における深い洞察である。将来の歴史は、いよいよ中間階級に対するプロレタリアートの闘争について語らねばならないであろう。中世にはツンプトという有機的な同職組合があった。これらのツンプトは崩壊してしまい、もはやそのまま再建することはできない。だが今日、コルポラツィオンから自由になったプロレタリア（Proletarier）は、専制に、親方の支配から工場主の支配に陥るべきであるのか？これを防ぐ手段は存在しないのか？否、存在する。それは自由な組織団体（die freie Korporation）である。それは仲間の結社（Vergesellschaftung）である⁽¹⁴⁾と。

しかし注意せよ。ヘーゲル法哲学の徒ガンズは今やサン・シモン派の社会主義に転向したと即断してはならない。

利は、旧制度からの自由であり、封建的諸特権を廃することであり、そして旧特権身分に対する有産ブルジョアジーの権利—政権獲得—にすぎないことが間もなく明らかとなった。

市民革命後に生まれた近代自由主義国家は、ブルジョワ階級の要請に応えるべく、「契約自由の原則」「所有権の絶対性」（私的自治の原則！）を近代法の二大原則として確立して、個人の自由意志に基づく資本主義的経済活動を広く容認した。その結果生じたのが激しい貧富の差であり、ヘーゲルのいう「賤民の現出」である。結局のところ、近代国家の保障する自由は社会的経済的弱者にとっては貧乏の自由、空腹の自由にはかならなかったのである。こうして「第三身分」の中でブルジョアジーと被搾取者（農民、労働者）との階級的差別が明確に現れてくるが、後者すなわちプロレタリアートの立場に立って、ブルジョアジーに対するプロレタリアートの実質的な自由と平等を主張したのがサン・シモンやフリーエらに代表される初期社会主義である。

二 サン・シモンの死後、彼の弟子たちが機関紙などを発刊していわゆるサン・シモン派を形成するが、その理論的指導者はバザール（A. Bazard）であった。バザール著『サン・シモンの学説要義』によると、敵対状態が支配的な近代市民社会では、なるほど労働者は自由な人格として主人と契約しているように見えるが、実は何らの生産手段をもたぬがゆえに、その労働力を売る以外に生きる道のない、従っていかなる悪条件の契約内容でも受け入れざるをえない無産労働者である。使用者と労働者とがこのような支配従関係にある限り、労働者はますます貧困となり、貧困が愚鈍を生み、愚鈍は更に悲惨な貧困を生むことになる。「これは極めて少数の人々が労働手段を独占し世襲していることから生まれた悪しき結果である。相続した財産はその人の能力とは何の関係もない出生による特権である。それゆえ相続権は国家へと委ねられねばならない。そうすれば労働者の貧困化はなくなり、国家がすべての資本を握って合理的に投資し生産物を能力に応じて分配することができる」。

構成を付け加えて次のように言う。「福祉行政によって秩序を保たれた市民社会は必然的な仕方の一つの有機的組織に到達するだろうが、それは二つの部分、すなわち富裕な人々、地主あるいは十分に生活できる者たちと、十分に生活できない者たち、安定した生活の意識を有しない者たちとから成る。後者は賤民に属する」と。⁽¹⁰⁾

ガンスは、ヘーゲルが貧困問題の救済策として世界貿易と植民政策を挙げたのに対して、この案では賤民の発生は廃棄されず、むしろ永続的なものとして固定化されるだけだと反駁し、「果たして賤民は存続しなければならぬのか。賤民は必然的な存在なのか。ここで私は、この点においてだけは正しいサン・シモン主義者の考えに同調する。わが国においてはこのような賤民はまだ組織化されていないが、ロンドンではそれが実現されている。従って、福祉行政の活動は、賤民が一人残らずいなくなるようになし得るものでなければならぬ。賤民の存在は事実であるとしても、それは法ないし正 (Recht) ではない。この事実の原因を探り出して、それを廃棄 (aufheben) しなければならぬ」と説くのである。以上の言明から、我々はガンスが、当時のフランス社会主義を代表するサン・シモン派に傾斜していたことを推測することができる。

ここで救貧問題に関してガンスに影響を及ぼしたと思われるサン・シモン及びその派の社会主義について簡略に述べておきたい。⁽¹²⁾

一 フランス革命は生産と商業で働く国民大衆すなわち第三身分の、特権的な諸身分すなわち貴族と僧侶に対する勝利であったし、また人間を旧制度 (アンシャンレジーム) から解放し、自由と平等な権利を恢復させた限りにおいて啓蒙思想の主張を実現させたかに見えた。しかし『ユダヤ人間問題によせて』(一八四三年)で若きマルクスが鋭く見抜いていたように、市民革命によって勝ち取られた「人間及び公民の権利宣言」の保障する自由・平等・権

い活動」を制限され、法・自由規範の眞の（政治的）実現態としての国家へと止揚されねばならない。

換言すれば、ヘーゲルは「C、福祉行政と職業団体」において資本主義社会に内在する解決不能な諸問題―根本的矛盾―を冷徹に描きながら、「福祉行政」の下に、社会政策や景気政策を実施して住民の福祉をはかり、消費者を保護する全ての行政法的な措置・命令を統合し、また商工業の個々の産業部門の諸々の自治組織 (Selbstverwaltungsorganismen) である「職業団体」によって市民社会での諸個人の宿命的なアトム化を阻止しようとしたのである。

ガンスの批判の矢はヘーゲル市民社会概念の第四段階の「福祉行政」論、とりわけ賤民規定のアンビヴァレントな性格に向けられる。ヘーゲルは一方で、賤民は特殊的労働に縛りつけられた階級、すなわちマニファクチュア及び大工場の労働者階級と一致するとしながら、他方で「貧困それ自身は、何人をも賤民にはしない。賤民は貧困に結びついている心術、すなわち富裕な人々や社会、政府などの対する内心の反抗によって、初めて賤民として規定される」と言明し、「権利感情、遵法感情、自己の活動と労働によって生活を維持する」という誇りの感情を失うまで転落した⁽⁸⁾状態を賤民と見なしている。⁽⁹⁾

ヘーゲルの賤民概念が市民社会の経済的な諸生活条件に固有な固定的「階級」をではなく、むしろ心術の道德的退廃と一体化した貧困・窮乏の主観的な面を言い表している点は特徴的である。賃金労働者たる従属的階級が、実体的身分（農業）、形式的身分（商工業）、普遍的身分（官吏等）から成るヘーゲルの身分構成論の中に位置づけられていない所以である。

ガンスは以上のヘーゲルの身分構成論に従いながら、それに彼自身が「市民社会の有機的組織」と呼ぶ第二の身分

いものは、市民社会には何一つ存在しないのである。⁽³⁾

二へ教養 (Bildung) 社会としての市民社会へ 労働はしかし、欲求充足のたんなる手段でもなければ市民社会の目的でもなく、むしろ諸個人を普遍性へ形成 (Bildung) する一契機である。すなわち、この Bildung (陶冶としての教養) は、その絶対的規定においては解放であり、より高い解放のための労働であって、「精神的であるとともに普遍性の形態へと高められた無限に主体的な人倫の実体性へ到達するための絶対的な通過点」⁽⁴⁾なのである。換言すれば、「この普遍性の形式は市民社会を通じて実現されるのであり、そしてそれは、精神が自由な精神として存在するが故に、まさに必然的なのである」。⁽⁵⁾

三へ法 (Recht) 社会としての市民社会へ 第三段階として、市民社会が、欲求本性の平等を認められ、封建的制度 (ツンフト、不自由、諸特権等々) から解放された個々人を社会の主体とする限りで、万人の自由はその社会の構成的条件である。従って、市民社会はフランス革命以来のヨーロッパ諸国家の憲法典における人間と市民の基本的人權の承認を基準化する法・権利社会である。この社会にあっては、「人間が重んじられるのは、彼がユダヤ教徒、カトリック教徒、プロテスタント、ドイツ人、イタリア人等々だからではなく、人間が人間であるからである」。⁽⁶⁾

四へ階級社会としての市民社会へ 最後に第四段階では、市民社会は「富の過剰にもかかわらず：十分には富んでいない、すなわち貧困の過剰と賤民 (Pöbel) の発生を防止するに足るほど市民社会固有の財産を十分に具備していない」⁽⁷⁾社会なのである。ここでは、市民社会は、貧困と富の弁証法の渦中において、その社会において初めて現実化された法と自由の規範体系を解体する危険がある階級社会の性格を帯びる。この解体を避けるため、市民社会は、ポリツァイ (福祉行政) とコルポラツィオン (生産者たちの協同!) を通して、その「妨げられることのない

はあくまでも弟子としての敬虔な態度を保持しながら暗々裏に遂行される。しかし、ガンスの内在的な訂正作業は後のヘーゲル左派の批判活動につながる、それと同質の革新性を有していたと言えることができる。

ガンス講義の新しさは特に「市民社会」論の分析の中で現れる。ガンスがヘーゲル『法哲学』第三部第二章「市民社会」に変更を加えた箇所は主に次の二つの節、すなわち「欲求の体系」と「福祉行政（ポリツァイ）及び職業団体（コルポラツィオーン）」である。前者に関してガンスは、「欲求の体系」（§一八九～二〇八）に近代国民経済学（重商主義、重農主義及び英国人の産業組織）の学説的梗概をつけ加えてヘーゲルの叙述を拡大し、歴史的に具体化させているが、しかし、我々にとってより興味深いのは「福祉行政及び職業団体」（§二三〇～二五六）に対してガンスが加えた一連の訂正内容である。

周知のように、ヘーゲルは第二章「市民社会」において経済的な「欲求の体系」、私法的な「司法活動」、福祉行政と職業団体」による国家への政治的人倫的統合（Integration）を基準とした内的編制を、なおも身分的に制約されてはいるが、しかし政治的国家から解放された、彼の時代——一八一五年（ウィーン条約の締結）から一八三〇年（七月革命の勃発及びウィーン体制の破綻）までの政治・産業革命の時代——の社会（Gesellschaft）を下敷きにして詳細に展開しているが、ここでガンスが考察の対象としたヘーゲル市民社会概念の構造を、リーデルの方法に則って4つの段階に区切って略述しておきたい。⁽²⁾

一 〈欲求の体系としての市民社会〉 まず第一に、市民社会は個々の人間の欲求本性及び抽象的労働と分業という形での欲求充足だけを内容とする社会であり、その社会固有の原理から見て、「個々人の労働によって、また他のすべての人々の労働と欲求充足によって、欲求を媒介し、個々人を充足させること」を通して措定されたものでな

- (5) Manfred Riedel, Hegel und Gans, in: *Natur und Geschichte*. Karl Löwith zum 70. Geburtstag, hrsg. von H. Baun, M. Riedel, Stuttgart 1967, S. 257.
- (6) Ibid., S. 257.
- (7) Ibid., S. 257.
- (8) Karl Rosenkranz, *Hegels Leben* (1844), Darmstadt 1988, S. 421-422. なお、同著書の訳出に際しては、中楚肇訳『ヘーゲル伝』(みすめ書房、一九八三年)から大きな便宜を得た。
- (9) Briefe von u. an Hegel, op. cit., S. 355f.
- (10) Rosenkranz, op. cit., S. 421f.
- (11) Riedel, op. cit., S. 258. Vgl. Dorow, *Denkschriften und Briefe*, Berlin 1840, Bd. 4, S. 142-144.
- (12) Riedel, op. cit., S. 258.
- (13) Ibid., S. 258f.
- (14) G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie* 1818-1831, Edition u. Kommentar von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bd. 1, S. 112f.
- (15) Eduard Gans, *Vorwort zur 2. Ausgabe der Rechtsphilosophie* (1833), in: *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie*, hrsg. von M. Riedel, Bd. 1, S. 241-248.
- (16) Riedel, op. cit., S. 259.

三 ガンスのヘーゲル市民社会論批判

アーノルト・ルーゲが「ヘーゲル法哲学と我々の時代の政治」(一八四二年)という論文の中で「生ける歴史から離反して一面的に理論的な立場をとり、この立場を絶対的なものとして固定化するというヘーゲルの全著作を貫く表現法上の欠陥は、今や彼の法哲学の欠陥でもある」と明確な形でヘーゲル批判を展開したのに対して、ガンスの批判⁽¹⁾

ガンスの政治観が反プロイセン的で革命的であるという非難もあったが、当初ヘーゲルはまだ軽蔑をもってこれを無視していたという。しかし、まさに一八二八・二九年冬学期のガンスの自然法講義がヘーゲルをして三〇・三一年冬からの法哲学講義再開を決意せしめたのである。⁽¹⁴⁾

ガンスがヘーゲル『法哲学』から自由主義的諸帰結を引き出していたことは『法哲学・第二版』のガンスの序文や同時代人の報告などから容易に推測できることであり、それほど驚くべきことではない。問題はむしろ、ガンスのこの諸帰結が何処まで押し進められたのか、その端緒はどこに有ったのか、という点である。

リーデルはヘーゲル『法哲学』と、ヘーゲルとガンスの出来事に時期的に最も近接している一八三二・三三冬学期の「ガンス・自然法講義の受講生の筆記ノート」とを比較検討することによって右の問題を説明することができる。述べ、この作業を通して初めて「かの不和事件と関連して形成された伝説が果たして歴史的核を保有しているかどうか、もし保有しているならば、それはいかなる核であるのか、という問題が解決される」と言明して、ヘーゲル『法哲学』とガンス・講義との厳密な比較検討の重要性を力説するのである。⁽¹⁶⁾

次節において、我々は、リーデルの比較考察の跡を辿りながら、適宜筆者の言葉で補足しつつ、とくに「市民社会」論をめぐるヘーゲルとガンスの相違点に考究的を絞って、両者の非連続面を明確に規定してゆきたいと思う。

- (1) Vgl. Franz Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, Göttingen 1967, S. 413ff. (鈴木祿弥訳『近世私法史』創文社、一九七八年、四九五頁以下)。その他加藤尚武・久保陽一他編集『ヘーゲル事典』(弘文堂、一九九二年)八二頁参照。
- (2) クーノ・フィッシャー著玉井・磯江訳『ヘーゲルの生涯』(勁草書房、一九七一年)二二二～二三八頁参照。
- (3) フィッシャー・前掲書、三三八～三四八頁参照。
- (4) *Briefe von und an Hegel*, Bd. III, hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg 1969, S. 310f.

れました」⁽⁹⁾とガンスを詰問し、彼に対して「学生ばかりでなく、講師、同学者、同僚たちの間で彼「ヘーゲル―筆者注」の名誉を傷つけているような掲示をただちに撤回するよう要求した」⁽¹⁰⁾のである。

このヘーゲルの―我々に知られる限りで最後の―手紙はドロウ編『世間と文学界との消息を明らかにするための回想録と書簡集』(一八四〇年)の中で初めて公にされたが、編者よると、ガンスは先の事態に接して途方に暮れはしたが、なおヘーゲルと「十分に話し合って和解に達した」という。⁽¹¹⁾「不愉快な出来事」の直後、ヘーゲルがコレラに罹病して突然逝去したがために、当時ベルリンではヘーゲルの死とガンスとの争いを結びつける向きもあったようであるが、それはヘーゲルとガンスの長年の良好な師弟・友人関係から見えて一種のこじつけであり、むしろ、ルーゲの言うように、「ヘーゲルの死はガンスとの不愉快なもめ事とは無関係であり、たとえこのもめ事がなくても病気はヘーゲルを襲っていたであろう」⁽¹²⁾と解するのが自然であろう。

ここでリーデルはヘーゲルとガンスの不和問題を「(結局のところ)ヘーゲルとガンスとの間の不和の一切は、一部はガンスの考えに対する「ヘーゲルの」誤解に、一部はヘーゲルの手紙の中に言われているようなガンスの不器用ないしは不作法に基づくことは疑いない」と総括しながらも、一方で「全てのことがただ先生と弟子との間の感情的な行き違いだけから生じたものかどうかを我々は問わなければならない」と問題提起した上で、ヘーゲルが六年間中断していた「法哲学ないしは自然法と国家学」についての講義を一八三〇・三一年冬学期に再開しようとした事実に着目し、この事実は「先生と弟子との間の或る本質的な差異」を推測させると指摘して、ヘーゲルとガンスとの間の差異・非連続面を明確にすることを試みる。⁽¹³⁾因みに、ヘーゲルは一八一六年から三一年までハイデルベルクとベルリン(一八一八・一九年冬学期以降)において法哲学に関する講義を計七回(冬学期だけ)行っているが、一八二五年から三一年の間は彼自身は講義をせず、代わりに弟子のヘニングとガンスに法哲学の講義を任せている。その間、

(官憲筋) から、彼が講義を任せたガンス(一八二七・二八年冬学期以来ガンスは「世界法史との連関における自然法もしくは法哲学」の題目でヘーゲル『法哲学』を講義している。)が、ヘーゲルの諸原理から「革命的」と呼ばれて然るべき結論を引き出していると注意されたという。因みに、この警告が発せられた時期はベルギーでの事件(長年他国に支配されていたベルギー人は七月革命成功の報が届くや否や一八三〇年八月オランダからの独立を求めてブリュッセルで暴動を引き起こした。)とポーランドでの事件(七月革命及び八月のベルギー革命の影響下三〇年十一月首都ワルシャワに革命が勃発した。)との間であるとエルトマンは確定している。⁽⁷⁾

ルーゲやエルトマンによると、ヘーゲルが一八三一・三二年の冬学期に「自然法と国家学」の講義を再開したのは「皇太子との談話」もしくは「官憲筋から発せられた警告」という外圧を受けたからというわけである。成程、七月革命以後ガンスの講義が学生たちの間で好評を博したため、ヘーゲルが上司の命令によってガンスへの講義の委託を取り消したことは実際ありそうなことではあるが、しかし、確かなことではなく、あくまでも推測の域にとどまる。

ありそうなだけで、不確かな話はこれくらいにして、(ロ)ヘーゲルとガンスの対決の事実を跡づけてゆくと次のようになる。すなわち、一八三一・三二年冬学期のヘーゲルとガンスの講義時間が偶然に重なって、競争講義のような形になり、そこでローゼンクランツが報告するあの「不愉快な出来事」が起こったのである。「競争講義を心配した」ガンスは：大学の掲示板に彼の冬講義の掲示を出して、それに付記を加えた。その中で彼は法学を専攻する学生に対して、法学に係するテーマについてのヘーゲルの諸講義を極めて有益なものとして推薦した。これを知ってヘーゲルは、こういうことは彼が全然必要としていない後見がましい仕打ちであると憤慨した⁽⁸⁾。ヘーゲルはガンスに宛てた手紙(一八三一年十一月十二日付)の中で「親愛なる教授殿、貴兄は、学生たちを議論的競争状態に陥らせ、そして勝手に彼らに小生の講義を推奨する内容の掲示を出すという小生には風変わりとしか思えない方策を思いつか

他方、ヘーゲルのベルリン時代の終わり頃、彼とガンスとの間に不和が生じた事実―それが実際に生じたのか否かも含めて―は、ヘーゲルとガンスの連続面と非連続面を厳密に追跡する上において決して見逃すことのできない出来事であり、この不和の内容が学問・思想上の意見の相違であるのか、あるいは非本質的な単なる行き違いであるのかについて慎重な検討が加えられねばならない。その意味では「ヘーゲル学派内でのガンスの立場を、彼のヘーゲル法哲学との関係に基づいて明確にすること」⁽⁵⁾を課題としたM・リーデルの論文「ヘーゲルとガンス」は我々がまず第一に参照すべき労作であろう。以下、このリーデルの論文に依拠しつつ、ヘーゲル・ガンス関係を「差異」の側面から考察したいと思う。

ヘーゲルとガンスの間に生じた不和については、ヘーゲル関連の文献の中で一連の伝説が作り出されたが、リーデルの方法に従って、まずこの不和伝説を説明することから始めたい。

アーノルド・ルーゲによると、この伝説は一種の前史、すなわち―その真偽は定かではないが―いわゆる(イ)皇太子事件、及び(ロ)ヘーゲルとガンスの対決物語から成っている。(イ)についてルーゲは次のように述べている。

「ある日ヘーゲルは皇太子の陪食を務めたが、その折り皇太子は次のように言った。『ガンス教授が我々学生すべてを共和主義者にするのは一つのスキャンダルです。教授、あなたの法哲学に関する彼の講義には常に数百人の聴講生がいます。そして、彼があなたの叙述に完全に自由主義的な、それどころか共和主義的な色合いを与えているのは周知のことです。なぜあなたはご自分で講義をなされないのですか』と。」⁽⁶⁾

また、J・E・エルトマンの別の経過説明によれば、ヘーゲルは、その警告を聞き流すわけにはゆかない或る方面

「たった今、以下の極めて重要な通知が届きました。

- 一、パリに平穩が戻った。
- 二、国民軍が集められ、ラ・ファイエットが軍司令官となった。
- 三、近衛兵に対して次の要求が突きつけられた。国王の勅令に従うか否か、態度を明らかにせよ。勅令に従うのであればパリから立ち去れ、背くのであればパリから進軍を始めよ。
- 四、国王（シャルル十世）夫妻がどこにいるかは不明である。
- 五、貴族院議員及び下院議員が招集された。
- 六、臨時政府が樹立された。

以上、取り急ぎお知らせ致します。

一八三〇年八月五日パリにて

ガンスより

— (4) —

このガンス報告を見る限り、ヘーゲルとガンスの間には政治的見解の一致があったこと、従って両者はたんなる師弟関係によってだけでなく、同じ傾向の政治理念を信奉する同志連帯感によって固く結び付けられていたことなどが読み取られるであろう。

とで知られたエドゥアルト・ガンズとはどのような人物であったのか、功なり名遂げた老教授ヘーゲルとの関わりを軸に簡単に紹介しておきたい。

ガンズは法学面でのヘーゲルの愛弟子であり、ハイデルベルク大学法学部でティボーとヘーゲルに師事し、ヘーゲルのベルリン大学への転任に伴ってベルリンに移り、そこで一八二〇年教授資格を取得、世界的観点からヘーゲル的カテゴリーを法律学の分野に適用し、代表作『世界史的発展における相続法』（一八二四―三五年）を著わして、当時のドイツ法学界を席卷していたサヴィニーら歴史法学派と激しく対立しつつ、ヘーゲル流の哲学的法学を構築せんとした法学者である。⁽¹⁾

ガンズの師ヘーゲルに対する係わり方は、先生の教説を忠実に守り伝えるという受動的なものではなく、むしろヘーゲルの意を体する、アクティブで進歩的な関係であったことは、『ベルリン学術批判年報』創刊（一八二七年）の際のガンズの機転のきいた中心的な働きの中に如実に現れている。⁽²⁾ また、ゲーテの七八歳の誕生祝賀会に出席したガンズはゲーテと対話を交わし、彼に「ベルリンにおけるヘーゲルの地位とその哲学大系の意義とについて重要な情報」を与えて、ゲーテのヘーゲル理解を手助けし、大思想家相互の結び付きを深めるといふ世界文学史的にも大変貴重な役割を果たした点は注目に値する（ガンズのゲーテ訪問直後、ヘーゲルは一八二七年八月からのパリ旅行の帰途同年十月ワイマールのゲーテを訪ね最高の客として歓迎された）。⁽³⁾

更に、ガンズは一八三〇年七月パリで勃発した七月革命の経過について電報文スタイルの――簡潔でしかも緊張感に満ちた――書簡をヘーゲルに書き送っているが、我々はこの書簡を通してヘーゲルとガンズの間には並々ならぬ信頼関係のあったことを容易に推測することができる。書簡の内容は次の通りである。

- (2) Karl R. Popper, *The Open Society and its Enemies*, Vol.2. London 1945. (武田弘道訳『自由社会の哲学とその論敵』世界思想社、一九八〇年)
- (3) Ernst Topitsch, *Die Sozialphilosophie Hegels als Heilslehre und Herrschaftsideologie*, München 1981. (宇治琢美訳『ヘーゲルの社会哲学』未來社、一九七三年)
- (4) Manfred Riedel, *Einleitung*, in: *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie* Bd. 1, hrsg. von M. Riedel, Frankfurt am Main 1975, S. 11.
- (5) ハイムのヘーゲル批判について Rudolf Haym, *Preußen und die Rechtsphilosophie* (1857), in: *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Bd. 1, S. 365-394. 参照。
- (6) ヘーゲル全集、真下真一・宮本十蔵訳『小論理学』岩波書店、一九九六年、六頁。
- (7) Haym, op. cit., S. 366.
- (8) Hegel, *Die Verfassung Deutschlands* (1800-1802), in: *Werke* 1, S. 451-581.
- (9) Hegel, *Philosophie des Rechts*, S. 398.
- (10) *Ibid.*, S. 399.
- (11) *Ibid.*, S. 434.
- (12) Joachim Ritter, *Metaphysik und Politik*, Frankfurt am Main 1969, S. 185.
- (13) I・フェッチャー著座小田豊・加藤尚武訳『ヘーゲル—その偉大さと限界』(理想社、一九七八年) 三六頁以下参照。
- (14) Haym, op. cit., S. 369.
- (15) *Ibid.*, S. 385.
- (16) フェッチャー・前掲書、二七頁。

二 ヘーゲルとガンス

ヘーゲルの死後、まもなくして故人の友人グループ(マールハイネケ、ガンス、ヘニング、ホトー、ミシユレ等)の編集による大規模なヘーゲル全集が刊行されたとき、そのなかの『法哲学・第二版』を担当し、世に送り出したこ

た行動、官僚主義的機構の合法則性、約束された憲法「制定」のための自由主義的な基盤が哲学者「ヘーゲル―筆者」に感銘を与えた⁽¹⁴⁾と。

第二にハイムは、ヘーゲルが「プロイセンにもなお存在していなかった立憲制」を考えていたことに触れ、「この立憲制は非常に明確な自由思想的な諸規定、例えばガンスが賞賛するような、裁判と身分制議会の公開性及び陪審裁判によって囲まれている」とヘーゲル国家論の進歩性を認めている。⁽¹⁵⁾ 勿論、ヘーゲルの進歩性・革新性を容認するといっても、それは「ヘーゲル哲学は国家を神格化した」というハイムのヘーゲル批判の枠内での限定的評価にすぎないことは言うまでもないが、いずれにせよ「ハイムのヘーゲル評価は、全体的にみれば、ポツパーとかトーピツチュといった今日の自由主義的なヘーゲルの敵対者に較べて、どのような場合にしろ非常に上質で正当なものである」⁽¹⁶⁾とは確かであろう。

反動主義的か進歩的か、あるいは保守主義的か自由主義的か等々、ヘーゲルに対してどのような評価を下すにせよ、それが批評する者の主観的価値判断（あるいは先入見）の単なる投射に終わらないためには、我々はまず、ヘーゲル法哲学それ自身の思想内容及び論理構造を、時代背景を視野に収めつつ、内在的に理解することから始めねばならぬ。本稿はこのような基礎視角から、ヘーゲルとその高弟ガンスとの関係―共通点と相違点―についての考察を進めながら、ヘーゲル法哲学を動機づけているアクチュアルな問題意識を説明しようとした一試論である。

(一) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Philosophie des Rechts 1821, (Suhrkamp) Werke 7.

的性格を断罪したが、しかしハイムのヘーゲル批判の最大の論拠はヘーゲル哲学、特に『法哲学』そのものにあった。ハイムによれば、ヘーゲルは社会と国家に関する理論を「現実的であるものは理性的である」という命題に従属させた。まさに「(ヘーゲル) 法哲学の目的はあるべき国家を構築することではなく、国家をあるがままに把握することである」としか言いようがない。かつて—『ドイツ憲制論』執筆当時の—若きヘーゲルをして「ドイツ帝国の希望のない現実へ反旗を翻させた現実「改革」への熱望」は、現在、現実的なものに充足し、それと協調することによって興奮を醒ましてしまった。プロイセン国家に雇われた御用哲学者ヘーゲルは「一八二一年プロイセンにあるがままの実際の・国家的現実」を是認するという任務を引き受けたのである。

確かに、ハイムが「ヘーゲル哲学は国家を神格化した」と断定してもやむを得ないような諸命題がヘーゲル『法哲学』の中に散在している。第二部第三章「国家」の冒頭で、ヘーゲルは国家を「人倫的理念の現実性 (die Wirklichkeit der sittlichen Idee)」⁽⁹⁾であり、「即自かつ対自的に理性的なもの (das an und für sich Vernunftige)」⁽¹⁰⁾と呼び、更に「我々は国家のなかに理性的本性の表現以外の何ものも望んではならない。∴我々は国家を地上における神のごとく崇拜しなければならない」とまで言い切っている。⁽¹¹⁾これらのヘーゲル自身の命題を論拠にしたハイムの批判は「その後、数十年間、ヘーゲルの哲学は何の影響も持たないままに終わった」⁽¹²⁾ほど効果的であった。

他方、フェッチャーが指摘するように、⁽¹³⁾ハイムがヘーゲル『法哲学』の個々の規定に比較的進歩的な特質を見い出している点は注目に値する。まず第一にハイムは、ヘーゲルが当時としては最も進歩的な国家であったプロイセンと出会ったことについて次のように言及している。「ここ「プロイセン国家—筆者注」にはバイエルンやヴェルテンベルクより以上の国家と、より以上の国家的実体があった。ここにはナポレオンや、あるいはモンジェラ「ナポレオン支配下のバイエルンの國務大臣—筆者注」におけるより以上の理性と自由があった。プロイセン行政機関の秩序だっ

する「日和見主義―筆者注」という非難、及び、一九世紀において市民的―自由主義的な方面から主張され、我々の時代においてはファッショ的な専制政治の印象の下で反復された国家神格化「国家絶対主義―筆者注」という先入観は、ドイツ哲学のアカデミック―保守主義的な藩屏と協力し、ビスマルクの民族国家を介して、百年以上の長さにわたってヘーゲル法哲学の思想との生産的な対立を妨げている一連の行き違い・政治的な誤解へと通じている」と。⁽⁴⁾

ここでハイムのヘーゲル批判について簡単に触れておきたい。⁽⁵⁾一八一八年ハイデルベルクからプロイセンの首都ベルリンへ転任したヘーゲルは、同年十月二十二日のベルリン大学での開講演説のなかで「精神の偉大さと力は、それをどれほど大きく考えても、考え過ぎるということはない。宇宙の閉ざされた本質は、認識の勇氣に抵抗しうるほどの力を持っていない。それは認識の勇氣のまえに自己を開き、その富と深みを眼前に現わし、その享受をほしきままにさせざるをえないのである」⁽⁶⁾と語り、理性・精神に対する絶対的ともいえる信奉的姿勢の下に、聴講する学生諸君に「精神の偉大さ」「認識の勇氣」を要求して締めくくり、ベルリン大学での第一歩を踏み出した。しかしこの一歩は、ヘーゲルの主観的心情がいかにも純粹なものであれ―露骨な政治的動機は認められないにせよ―、客観的に見てヘーゲルが今やプロイセン国家公認の哲学者になったことを意味した。従って後年ハイムは『ヘーゲルとその時代』の中で、このヘーゲルのベルリン転任を次のように厳しく論難したのである。「プロイセン国家はオーストリアに操られて王政復古の時代」「ドイツでは特に一八一四―一五年のウィーン会議から一八四八年の三月革命までの時期を指すことが多い。―筆者注〕に入っていた。プロイセンと同体化し、それと密着した哲学はプロイセンに従い、その国家と同じ運命に巻き込まれた。ヘーゲルの体系はプロイセンの王政復古の精神の学問的な住処となった」⁽⁷⁾と。

以上のようにハイムはヘーゲルがベルリン大学の招聘に応じた事実を根拠にして、ヘーゲル哲学の国家主義・反動

ヘーゲル法哲学とガンス

永尾 孝雄

- 一 問題の提起 —ヘーゲルとプロイセン—
- 二 ヘーゲルとガンス
- 三 ガンスのヘーゲル市民社会論批判
- 四 ガンスはヘーゲルをどこまで踏み越えたか？

一 問題の提起 —ヘーゲルとプロイセン—

ヘーゲルの『法哲学』⁽¹⁾（一八二二年）、とくに国家論に関するかれの叙述については、『法哲学』出版以来、「反動思想」「プロイセン国家の御用学問」という評価が人口に膾炙し、この「通説」はルドルフ・ハイムの『ヘーゲルとその時代』（一八五七年）によって総括され、カール・ポツパー、⁽²⁾エルンスト・トールピッチュなど⁽³⁾に受け継がれて今日に至っている。例えば、リーデルは「ヘーゲルの『法哲学』は影響を及ぼし始めた当初から〈反動主義〉の烙印を押された」と述べ、『法哲学』の特異な（不幸な！）継承史を次のように要約している。「歴史的な所与の諸状況に順応